

第 25 期
第21回留萌市農業委員会総会議事録

開催日時：令和7年10月30日 午後1時30分～

開催場所：留萌市役所本庁舎3階 第2委員会室

留萌市農業委員会

第21回留萌市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月30日
2. 開催場所 留萌市役所本庁舎3階 第2委員会室
3. 出席委員 (8名)
会長 6番 中原 耕治
会長職務代理者 7番 池田 孝明
議事録署名委員 5番 馬淵 三喜男 7番 池田 孝明
委員 1番 田中 繁雄 2番 野原 守
3番 佐藤 剛信 4番 室田 強志
8番 鈴木 博幸
4. 欠席委員 (2名) 9番 阿部 明 10番 田中 美智子
5. 議事日程 1 議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法第19条第2項に基づく農地利用集積等促進計画（案）の決定について
6. 事務局職員 事務局長 榎 昭博
係長 沖田 雅己
主事 羽生 丈一朗
主事 豊田 大騎
主事 矢作 温大（書記）

議 事 錄

No. 1

(午後 1 時 30 分開会)

会長 ただ今より、本日招集されました第 25 期第 21 回留萌市農業委員会総会を開会いたします。

ここで、事務局より諸般の報告をさせます。

事務局 本日、9 番阿部委員、10 番田中委員の欠席の届出がございましたので、出席委員は、10 名中 8 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。報告は以上でございます。

会長 ここで、留萌市農業委員会規程第 16 条の規定に基づき、議事録署名委員として、「5 番馬淵委員」、「7 番池田委員」の両名を指名いたします。

また、本日の会議書記は、事務局職員の「矢作書記」を指名いたします。これより、本日の議事に入ります。

議事日程 1 議案第 35 号「農地中間管理事業の推進に関する法第 19 条第 2 項に基づく農地利用集積等促進計画（案）の決定について」の番号 5 番及び 6 番を上程いたします。なお、農業委員会法第 24 条の規定に基づく議事参与の制限により、該当委員は退席を願います。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書 1 ページをご覧いただきたいと思います。議案第 35 号「農地中間管理事業の推進に関する法第 19 条第 2 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）について」5 番の内容でございます。

利用権等を設定する農用地につきましては、所在が字幌糠。

地番が 番ほか 2 筆でございます。

地目につきましては、公簿現況共に「田」および「畠」でございます。

3 筆の合計面積については m^2 であります。次に、利用権等を設定する者でございますが、住所、氏名につきましては、議案書記載のとおりでございます。

利用権の種類については、「賃貸借」。利用権等の設定理由については、「農用地利用集積等促進計画の継続」のためということでございます。

次に設定する利用権等ですが、権利の種類が賃貸借。

利用権の内容については「田」および「畠」でございます。

賃貸借の額につきましては、円。賃貸等の支払い方法につきましては、毎年 12 月末までに指定口座へ振込でございます。

次に設定を受ける者でございますが、住所・氏名については議案書記載のとおりでございます。

利用権の設定を受ける理由でございますが「農用地利用集積等促進計画の継続」のためであります。

事務局長	<p>地図につきましては、3ページおよび4ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>また、5ページ目をご覧いただきたいと思いますが、こちらについては農用地利用集積等促進計画作成にかかる要件確認チェックリストとなっており、今回の事業において問題はないということで事務局の方で確認をしております。</p> <p>続いて、議案書2ページをご覧いただきたいと思います。議案第35号「農地中間管理事業の推進に関する法第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）について」6番の内容でございます。</p> <p>利用権等を設定する農用地につきましては、所在が字幌糠。</p> <p>地番が 番ほか2筆でございます。</p> <p>地目につきましては、公簿現況共に「田」および「畠」でございます。</p> <p>3筆の合計面積については m^2であります。</p> <p>次に、利用権等を設定する者でございますが、住所、氏名につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>利用権の種類については、「賃貸借」。利用権等の設定理由については、「農用地利用集積等促進計画の継続」のためということでございます。</p> <p>次に設定する利用権等ですが、権利の種類が賃貸借。</p> <p>利用権の内容については「田」および「畠」でございます。</p> <p>賃貸借の額につきましては、 円。</p> <p>賃貸等の支払い方法につきましては、毎年12月末までに指定口座へ振込でございます。</p> <p>次に設定を受ける者でございますが、住所・氏名については議案書記載のとおりでございます。</p> <p>利用権の設定を受ける理由でございますが「農用地利用集積等促進計画の継続」のためであります。</p> <p>地図につきましては、3ページおよび4ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>また、5ページ目をご覧いただきたいと思いますが、こちらについては農用地利用集積等促進計画作成にかかる要件確認チェックリストとなっており、今回の事業において問題はないということで事務局の方で確認をしております。</p> <p>以上、5番及び6番の内容でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会長	
委員A	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>この案件については、5年間の期間ちょうどではなく、年度に合わせた設定期間に見えますが、特別な理由があるのでしょうか。</p>

事務局	お答えします。 土地所有者、賃貸者、中間管理機構とそれぞれ協議した結果の設定期間となっております。 以上でございます。
委員A	ありがとうございます。 今年度より中間管理機構が間に入り、手数料がかかるというお話もあったと思いますが、今回の件については、手数料は発生しているのでしょうか。
事務局	お答えします。 今回の賃貸借に関しては、発生していません。 中間管理機構の手数料が発生するケースは、農地売買等事業に対する場合になります。
会長	それでは、他にご発言がないようですので、採決をいたします。 議案第35号の5番及び6番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
委員	(全員挙手)
会長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第34号の1番については、原案のとおり決定いたしました。 退席されていた該当委員の入室を許可いたします。 これにて、本日の議事については終了となります。 以上をもちまして、第25期第21回留萌市農業委員会総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。
	(午後1時50分閉会)

留萌市農業委員会規定第16条の規定により、ここに署名・押印する。

令和7年10月30日

留萌市農業委員会会長

署名委員

署名委員